

各 位 平成 18 年 5 月 22 日

上場会社名株式会社ベクター代表者名代表取締役社長 梶並伸博(コード番号 2656 大証ヘラクレス市場)問い合わせ先東京都新宿区西新宿 8-14-24取締役管理部長梶並京子(TEL 03-5337-6711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日に開催予定の当社 第 18 回定時株主総会で「定款一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)並びに「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により定款の変更を行うものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条(機関の設置)を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への 周知を図るため、変更案第16条(議決権の代理行使)の改定を行うものであります。
- (5) 会社法第370条の規定に従い、取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面 又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第24条(取締役会の決議の 省略)を新設するものであります。
- (6) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役の人材確保のため変更案第 37 条(監査役の責任免除)の第 2 項に社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- (7) 会社の機関として会計監査人に関する規定を織込むため変更案第6章(会計監査人)を新設するものであります。
- (8) 定款上で引用する条文を旧商法から会社法の相当条文に変更するものであります。
- (9) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

- (10) 会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正及び移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。
- (11) 上記各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙「2. 定款変更の内容」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 18 年 6 月 28 日 (水)定款変更の効力発生日平成 18 年 6 月 28 日 (水)

「2. 定款変更の内容」

(下線部分は変更箇所を示しております。)

_		(下級部がは交更固然を示してのりよう。)		
現 行 定 款		变 更 案		
		<u>(機関の設置)</u>		
	(新 設)	第 4 条	当会社は、株主総会および取締役のほ	
			か、取締役会、監査役、監査役会なら	
			びに会計監査人を置く。	
(公告の		(公告方法)		
第 4_条	当会社の公告は、電子公告により行	第 <u>5</u> 条	当会社の公告 <u>方法</u> は、電子公告 <u>とする</u> 。	
	 う。ただし、電子公告によることがで	_	 ただし、電子公告を行うことができな	
	きない事故その他のやむを得ない事		い事故その他のやむを得ない事由が生	
	由が生じたときは日本経済新聞に掲		じたときは日本経済新聞に掲載して行	
	載して行う。		う。	
(発行する		(発行可	能株式総数)	
	<u> </u>	第6条		
<u></u>	274,000 株とする。	<u> </u>	株とする。	
	2. 2,000 pr. 2 y 30		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		(株券の発行)		
	(新 設)	第7条		
(自己株式	式の取得)			
	当会社は商法第 211 条 J 3 第 1 項第		(削 除)	
	2号の規定により、取締役会の決議を		()	
	もって自己株式を買受けることがで			
	<u> </u>			
	<u></u>			
(端株の)	 3増し)	(端株の	<u>売渡し)</u>	
第 <u>7</u> 条	~ 10 / 当会社の端株主は、株式取扱規程に定	第8条	-	
	めるところにより、その有する端株と	71. <u>0</u> .77	めるところにより、その有する端株と	
	併せて1株となるべき端株を売り渡		併せて1株となる端株を売り渡すこと	
	すべき旨を請求することができる。		を請求することができる。	
	ノ <u>、こ日</u> と明かすることができる。		と明かすることについ	

現行定款 変更案			
グリルが 夕丈木	変 更 案		
<u>(名義書換代理人)</u> <u>(株主名簿管理人)</u>			
第 <u>8</u> 条 当会社は <u>株式および端株につき名義</u> 第 <u>9</u> 条 当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置	<.		
<u>書換代理人</u> を置く。			
2 <u>名義書換代理人</u> およびその事務取扱 2 <u>株主名簿管理人</u> およびその事務	取扱		
場所は、取締役会の決議によって選場場所は、取締役会の決議によっ	て <u>定</u>		
<u>定し</u> 、これを公告する。 <u>め</u> 、これを公告する。			
3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を 3 当会社の株主名簿(実質株主名	簿を		
含む。 <u>)および端株原簿ならびに株券</u> 含む。 <u>以下同じ。)株券喪失登</u>	<u> 渌簿、</u>		
喪失登録簿は、名義書換代理人の事 新株予約権原簿および端株原簿	<u>の作</u>		
<u> 務取扱場所に備え置き、株式の名義</u> <u>成ならびに備置き、その他の株</u>	<u>:式お</u>		
<u>書換、端株原簿の記載又は記録、端</u> よび端株に関する事務は、これ	<u>,を株</u>		
株の買取りおよび買増し、その他株 主名簿管理人に取扱わせる。			
<u>式および端株に関する事務は名義書</u>			
<u>換代理人に取扱わせ、当会社におい</u>			
<u>てはこれを取扱わない。</u>			
(株式取扱規程) (株式取扱規程)	(株式取扱規程)		
第 <u>9</u> 条 当会社の株券の種類、 <u>株式の名義書</u> 第 <u>10</u> 条 当会社の株券の種類、 <u>株主(実</u>	<u>質株</u>		
<u>換、端株原簿の記載又は記録、端株</u> <u>主名簿に記載又は記録された</u>	実質		
<u>の買取りおよび買増し、その他株式</u> 株主を含む。以下同じ。) の氏	<u>,名等</u>		
<u>に関する取扱および</u> 手数料について 株式名簿の記載事項の変更、端	<u> 株原</u>		
は、取締役会において定める株式取 <u>簿の記載又は記録、端株の買取</u>	<u>(りお</u>		
扱規程による。 <u>よび売渡し、その他株式に関す</u>			
<u>扱ならびに</u> 手数料については、			
役会において定める株式取扱	規程		
による。			

	現 行 定 款		変 更 案
(基準日)		(基準日)	
第 <u>10</u> 条	当会社は、 <u>毎決算期現在</u> の最終の株	第 <u>11</u> 条	当会社は、毎年3月31日の最終の株
	主名簿に記載又は記録された <u>株主</u>		主名簿に記載又は記録された <u>議決権</u>
	(実質株主名簿に記載又は記録され		<u>を有する株主</u> をもって、その <u>事業年</u>
	<u>た実質株主を含む。 以下同じ。)</u> をも		<u>度</u> に関する定時株主総会において議
	って、その <u>決算期</u> に関する定時株主		決権を行使 <u>することができる</u> 株主と
	総会において議決権を行使 <u>できる</u> 株		する。
	主とする。		
2	前項 <u>の</u> ほか、必要あるときは、取締	2	前項 <u>に定める</u> ほか、必要あるときは、
	役会の決議に <u>より</u> あらかじめ公告 <u>の</u>		取締役会の決議に <u>よって</u> あらかじめ
	<u>うえ</u> 、一定の日 <u>現在</u> の最終の株主名		公告 <u>して</u> 、一定の日の最終の株主名
	簿に記載又は記録された株主もしく		簿に記載又は記録された株主もしく
	は同日 <u>現在</u> の端株原簿に記載又は記		は同日 <u>最終</u> の端株原簿に記載又は記
	録された端株主又は <u>登録質権者</u> をも		録された端株主又は <u>登録株式質権者</u>
	って、その権利を行使することので		をもって、その権利を行使すること
	きる株主もしくは端株主又は <u>登録質</u>		のできる株主もしくは端株主又は <u>登</u>
	<u>権者</u> とする。		<u>録株式質権者</u> とする。
/ 切焦の味	サントで間保地 >	(切焦の吐	#ロ+ハ トップ目目/比+ル \
-	期および開催地) 当会社の定時株主総会は、毎決算期	•	期および開催地) 当会社の定時株主総会は、毎年事業
第 <u>11</u> 条 	の翌日から3か月以内に招集し、臨	第 <u>12</u> 条	年度末日から3か月以内に招集し、
	時株主総会は、必要に応じ随時これ		毎時株主総会は、必要あるときに随
	時休生総会は、必 <u>安に心し</u> 随時 <u>と10</u> を招集する。		時招集する。
2	株主総会は、本店所在地又はこれに	2	当会社の株主総会は、東京都区内で
~	隣接する地、もしくは東京都にこれ	<i>د</i>	開催する。
	を招集する。		
	C10x 7 0.		
(招集者お	 よび議長)	 (招集権者	
第 <u>12</u> 条		第 <u>13</u> 条	,
	る場合を除き、取締役会の決議によ		取締役社長が招集し、議長となる。
	り取締役社長がこれを招集し、その		
	 議長となる。		
2	取締役社長に事故あるときは、あら	2	取締役社長に事故あるときは、あら
	かじめ取締役会で定めた順序により		かじめ取締役会で定めた順序により
	他の取締役が <u>これに代わる。</u>		他の取締役が <u>議長となる。</u>

			変 更 案
(決議の方		(決議の方法)	
第 13 条 株主総会の決議は、法令又は定款に		第 14 条	バステース 株主総会の決議は、法令又は本定款
) <u>10</u> /)	別段の定めがある場合を除き、出席	212 <u>21</u> 23.	に別段の定めがある場合を除き、出
	した株主の議決権の過半数をもって		席した議決権を行使することができ
	これを行う。		る株主の議決権の過半数をもって行
2	<u>ニャミ</u> けっ。 商法第 343 条に定める特別決議は、		<u> </u>
2	総株主の議決権の3分の1以上を有	2	っ。 会社法第 309 条第 2 項の規定による
	する株主が出席し、その議決権の3	~	株主総会の決議は、当該株主総会で
	分の2以上で行う。		議決権を行使することができる株主
	カの 2 以上 C11 フ。		の議決権の3分の1以上を有する株
			主が出席し、その議決権の3分の2
			生が山席り、その議決権の3万002 以上で行う。
			以上で行う。
		(株主総会	 会参考書類等のインターネット開示と
		みなし提供	
	(新 設)	第 15 条	・ <u>/</u> 当会社は、株主総会の招集に際し,株
		<u> </u>	主総会参考書類、事業報告、計算書
			類および連結計算書類に記載又は表
			示すべき事項に係る情報を、法務省
			令の定めるところにより、インター
			ネットで開示することにより、株主
			に対して提供したものとみなすこと
			ができる。
(議決権の		(議決権の	0代理行使)
第 14 条	株主は、当会社の議決権を有する他	第 16 条	,
	の株主を代理人として議決権を行使	212 <u>- 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -</u>	の株主 <u>1 名</u> を代理人として議決権を
	することができる。		行使することができる。
2	前項の株主又は代理人は、代理権を	2	前項の株主又は代理人は、代理権を
	証する書面を株主総会毎に当会社に		証明する書面を株主総会ごとに当会
	提出するものとする。		社に提出するものとする。
(株主総会議事録)		(株主総会	議事録)
第15条 株主総会における議事の経過の要領		第 <u>17</u> 条	株主総会の議事については、法務省
	およびその結果は、議事録に記載又		令で定めるところにより開催の日時
	は記録し、議長ならびに出席した取		および場所ならびに議事の経過の要
	締役がこれに記名捺印又は電子署名		領およびその結果その他の事項を書
	するものとする。		面又は電磁的記録をもって議事録を
			<u> </u>
(取締役の員数)		(取締役の	
第 <u>16</u> 条	(条文省略)	第 18 条	(現行どおり)
五 <u>10</u> 宋	(赤人目昭 /	<u> </u>	(以11~のソ)

	現 行 定 款	変更案
(取締役の選任)		(選任方法)
第 <u>17</u> 条	当会社の取締役の <u>選任決議は、株主</u> 総会において総株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。	第 19 条 当会社の取締役の <u>選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
2	取締役の選任決議については、累積 投票によらないものとする。	2 (同 左)
(取締役の)任期)	(任期)
第 <u>18</u> 条	取締役の任期は、 <u>就任後2年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 <u>20</u> 条 取締役の任期は、 <u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2	任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	2 (同 左)
(取締役会	の招集および議長)	
第 19 条	取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	(削 除)
<u>2</u>	取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	
(代表取締役)		(代表取締役)
第 <u>20</u> 条	取締役社長は、当会社を代表し、会 社の業務を統括する。	
2	前項のほか、取締役会の決議をもっ て、当会社を代表する取締役を定め ることができる。	2 (削除)

	現 行 定	款		変更案	
(役付取締役)			(役付取締役)		
,	当会社は、取締	競役会の決議 <u>をもっ</u> から取締役社長1名	第 22 条	取締役会の決議 <u>により</u> 、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応	
	 :	に応じて取締役副社		じて取締役副社長、専務取締役および	
	長、専務取締役	および常務取締役各		常務取締役各若干名を選定すること	
	若干名を <u>選任</u> す	ることができる。		 ができる。	
			(取締役会	の招集権者および議長)	
	(新 設	ŧ)	第 23 条	取締役会は、法令に別段の定めがある	
				場合を除き、取締役社長がこれを招集	
				し議長となる。取締役社長に事故ある	
				ときは、あらかじめ取締役会で定めた	
				順序により他の取締役がこれを行う。	
			<u>2</u>	取締役会の招集通知は、会日の3日前	
				<u>に各取締役および各監査役に対して</u>	
				<u>発する。ただし、緊急の場合には、こ</u>	
				の期間を短縮することができる。	
			<u>3</u>	取締役および監査役の全員の同意が	
				あるときは、招集の手続きを経ないで	
				<u>取締役会を開催することができる。</u>	
			(取締役会	会の決議の省略)	
	(新 設	ŧ)	第 24 条	取締役が取締役会の決議の目的事項	
				についついて提案した場合、当該事項	
				の議決に加わることのできる取締役	
				全員が書面又は電磁的記録により同	
				意の意思表示をし、監査役が異議を述	
				べないときは、取締役会の承認決議が	
				<u>あったものとみなす。</u>	
<u></u>					

現 行 定 款		変 更 案		
(取締役会議事録)		(取締役会議事録)		
第 22 条	取締役会 <u>における議事の経過の要</u>	第 <u>25</u> 条	取締役会の議事については、法務省令	
	領および結果は、これを議事録に記		で定めるところにより開催の日時およ	
	<u>載又は記録し、</u> 出席した取締役およ		び場所ならびに議事の経過の要領およ	
	び監査役がこれに <u>記名捺印</u> 又は電		びその結果その他の事項を書面又は電	
	子署名する <u>ものとする。</u>		磁的記録をもって議事録を作成する。	
			議事録には、出席した取締役および監	
			査役がこれに <u>記名押印</u> 又は電子署名す	
			る 。	
(取締役会	· ÷規程)	(取締役:	会規程)	
第 <u>23</u> 条	(条文省略)	第 26 条	(現行どおり)	
		210	(1,11) = 11 /)	
(報酬およ	てび退職慰労金)	<u>(報酬等</u>)_	
第 <u>24</u> 条	·	第 <u>27</u> 条	取締役の報酬 <u>、賞与その他の職務執行</u>	
	株主総会の決議 <u>をもって</u> 定める。		の対価として当会社から受ける財産上	
			<u>の利益(以下,報酬等という。)</u> は、株	
			主総会の決議によって定める。	
(取締役の)責任免除)	(取締役の責任免除)		
第 <u>25</u> 条	当会社は、 <u>商法第 266 条第 12 項</u> の	第 <u>28</u> 条	当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規	
	規定により、取締役会の決議 <u>をもっ</u>		定により、取締役会の決議 <u>によって</u> 、	
	て、同条第1項第5号の行為に関す		同法第 423 条第 1 項に規定する取締役	
	る取締役(取締役であった者を含		(取締役であった者を含む。)の損害賠	
	む。)の <u>責任</u> を法令の限度において		償責任を法令の限度において免除する	
0	免除することができる。	o	ことができる。	
2	当会社は、 <u>商法第 266 条第 19 項</u> の 規定により、社外取締役との間に、	2	当会社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項</u> の規 定により、社外取締役との間に、同法	
	院をにより、私が収締役との間に、 同条第1項第5号の行為による賠償		第 423 条第 1 項に規定する社外取締役	
	責任を限定する契約に基づく賠償		の損害賠償責任を限定する契約を締結	
	責任の限度額は、100万円以上であ		することができる。ただし当該契約に	
	らかじめ定めた金額又は法令が規		基づく賠償責任の限度額は、100 万円	
	定する額のいずれか高い額とする		以上であらかじめ定めた金額又は法令	
			が規定する額のいずれか高い額とす	
			3 .	
(監査役の員数)		(監査役	, and the second	
第 <u>26 条</u> (条文省略)		第 <u>29 条</u> (現行どおり)		

現 行 定 款			変 更 案	
<u>(監査役の</u>)選任)	(選任方法)		
第 <u>27</u> 条	当会社の監査役の <u>選任決議は、株主</u>	第 <u>30</u> 条	当会社の監査役の選任は、株主総会にお	
	<u>総会において総株主</u> の議決権の3		<u>いて議決権を行使することができる株</u>	
	分の1以上を有する株主が出席し、		<u>主</u> の議決権の3分の1以上を有する株	
	その議決権の過半数の決議をもっ		主が出席し、その議決権の過半数の決	
	てこれを行う。		議をもって行う。	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
(監査役の)任期)	(任期)		
第28条	- 監査役の任期は就任後4年内の最終	第 <u>31</u> 条	監査役の任期は選任後4年以内に終了	
	の決算期に関する定時株主総会の	<u> </u>	する事業年度のうち最終のものに関	
	終結の時までとする。		する定時株主総会の終結の時までと	
			する。	
2	任期満了前に退任した監査役の補	2	(同左)	
~	欠として選任された監査役の任期	~	(13 - 2)	
	は、前任者の任期の残存期間と同一			
	とする。			
		(常勤監	查役)	
	(新 設)			
	(初 以)	<u>第32条</u>	監査役会は、監査役の中から常勤監査	
			<u>役を選定する。</u>	
(監査役会	≥の招集)	(監査役会の招集)		
第 29 条	,	,	•	
ऋ <u>८७</u> ७०	各監査役に対して発するものとす	第 <u>33</u> 条		
	る。ただし、緊急の場合には、この		に各監査役に対して発する。ただし、	
	期間を短縮することができる。		緊急の場合には、この期間を短縮する	
	が回るな話することが、ことも。		ことができる。	
	(新 設)	<u>2</u>	<u>監査役の全員の同意があるときは招</u>	
	(利 政)		集の手続きを経ないで監査役会を開	
			<u>催する</u> ことができる。	
(常勤監査	<u>〔役)</u>			
第 30 条	<u>監査役は、その互選により常勤の監</u>		(削 除)	
	<u> 査役を定める。</u>		(133 1247)	

現 行 定 款			変更案	
(監査役会議事録)		(監査役会議事録)		
第 31 条	監査役会 <u>における</u> 議事の経過の要	第 <u>34</u> 条	監査役会の議事については、法務省令	
	領および <u>結果は、これを議事録に記</u>		で定めるところにより開催の日時お	
	<u>載又は記録し、</u> 出席した監査役がこ		<u>よび場所ならびに</u> 議事の経過の要領	
	れに記名 <u>捺</u> 印又は電子署名 <u>するも</u>		および <u>その結果その他の事項を書面</u>	
	<u>のとする。</u>		又は電磁的記録をもって議事録を作	
			<u>成する。議事録には、</u> 出席した監査役	
			がこれに記名 <u>押</u> 印又は電子署名 <u>を行</u>	
			<u> </u>	
(監査役会		(監査役会	:相段 /	
第 32 条	,		・旅程) 監査役会に関する事項は、法令又は本	
अ <u>८८</u> ७८	項については、法令又は本定款のほ	क्र <u>८० </u> ग	定款のほか、監査役会において定める	
	か、監査役会の定める監査役会規程		監査役会規程による。	
	による。		ELIXAMIECA V.	
(報酬お	よび退職慰労金)	(報酬等)	_	
第 <u>33</u> 条	監査役の報酬 <u>および退職慰労金</u>	第 <u>36</u> 条	監査役の <u>報酬等は</u> 、株主総会の決議 <u>に</u>	
	<u>は</u> 、株主総会の決議 <u>をもって</u> 定め		<u>よって</u> 定める。	
	る。			
(監査役の)責任免除)	(監査役の責任免除)		
第 <u>34</u> 条	当会社は、商法第280条第1項の規	第 <u>37</u> 条	当会社は、会社法第426条第1項の規	
	定により、取締役会の決議をもっ		<u>定により、取締役会の決議によって</u> 、	
	<u>て、監査役</u> (監査役であった者を含		同法第 423 条第 1 項に規定する監査	
	む。) の <u>責任</u> を法令の限度において		<u>役</u> (監査役であった者を含む。) の <u>損</u>	
	免除することができる。		<u>害賠償責任</u> を法令の限度において免	
			除することができる。	
	(新 設)	<u>2</u>	当会社は、会社法第 427 条第 1 項の	
			規定により、社外監査役との間に、同	
			法第 423 条第 1 項に規定する社外監	
			査役の損害賠償責任を限定する契約	
			を締結することができる。 ただし当該	
			契約に基づく賠償責任の限度額は、	
			100 万円以上であらかじめ定めた金	
			<u>額又は法令が規定する額のいずれか</u>	
			<u>高い額とする。</u>	
1		l		

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第6章 会計監査人
(新 設)	(会計監査人の員数) 第38条 当会社の会計監査人の員数は、2名以 内とする。
(新 設)	(選任方法) 第 39 条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議をもって選任する。
(新 設)	(任期) 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものします。
(新 設)	とする。(報酬等)第41条会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。
第 <u>6</u> 章 計 算	第 7_章 計 算
(営業年度および決算期)第35条当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 毎営業年度の末日をもって決算期とする。	(事業年度) 第 42 条 会社の事業年度は、毎年4月1日から 翌年3月31日までとする。
_(利益配当)	(剰余金の配当)
第 36条 当会社の利益配当金は、 <u>毎決算期</u> 現在の最終の株主名簿に記載又は 記録された株主もしくは同日最終 の端株原簿に記載又は記録された 端株主又は <u>登録質権者</u> に <u>対して</u> 支 払う。	第 43条 当会社の <u>剰余金の配当</u> は、 <u>毎年3月3</u> 1日の 最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは同日最終の端 株原簿に記載又は記録された端株主 又は <u>登録株式質権者</u> に支払う。

現 行 定 款		変 更 案	
(中間配当)	(中間配当)	
第 <u>37</u> 条	当会社は、取締役会の決議により、 毎年9月30日 <u>現在</u> の最終の株主名 簿に記載又は記録された株主もし くは同日最終の端株原簿に記載又 は記録された端株主又は <u>登録質権</u> 者に対して、商法第293条/5の 規定による金銭の分配(以下、中 間配当という。)を行うことがで きる。	第 44条 当会社は、取締役会 毎年 9 月 30 日の最終 載又は記録された構 最終の端株原簿に記 た端株主又は <u>登録材</u> 中間配当を行うこと	終の株主名簿に記 k主もしくは同日 記載又は記録され k式質権者に対し
	(新 設)	(自己の株式の取得) 第 45 条 当会社は、会社法第 規定により,取締役会 市場取引等により、 することができる。	会の決議によって
(除斥期間)	(配当金の除斥期間)	
第 38 条	利益配当金又は中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる <u>ものとする</u> 。	第 <u>46</u> 条 <u>剰余金の配当金(中間</u> <u>は</u> 支払開始の日から ても <u>なお</u> 受領されな はその支払の義務を	5満3年を経過し いときは、当会社